

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により、法第五条第一項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第八条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
東山崎ファッションモール 高松市東山崎町七一七番地一ほか
- 三 届出年月日
平成十七年九月二十九日
- 四 意見の概要
 - 1 計画店舗への経路となる宮の原、東山崎町北交差点及び関係車線では、現況において通勤時間帯などには慢性的な交通渋滞が見られることから、当該店舗による新たな発生交通量を適切に予測し、その影響により交通渋滞を助長させないように、店舗周辺の交通状況を踏まえた誘導員の配置やピーク時間帯に関する情報提供など、適切な対策を講じること。
 - 2 計画店舗の荷さばき施設が、住居に面し、かつ近接していることにより、荷さばき車両走行音等を含めた夜間における荷さばき作業に関する騒音の最大値が、騒音規制法に基づく規制基準値を超え、さらには住居地点における騒音の最大値も環境基準の数値を超えることが予測されるので、当該店舗の周辺住民の生活環境保持の観点から、適切な対策を講じること。
具体的には、荷さばき作業が夜間に行われないように搬入計画を見直すことや、見直しの結果、夜間の作業が避けられない場合には、店舗入口から商品を搬入するなど、それに替わる対策を講じること。
- 五 意見を述べた日
平成十八年四月二十六日
- 六 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十八年五月八日（月曜日）から同年六月八日（木曜日）まで